

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)(新型コロナウイルス感染症対策事業に係る分)の交付が過大

6件 不当金額 2億3311万円

1 交付金事業の概要

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)(新型コロナウイルス感染症対策事業に係る分)は、「令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の交付について」(以下「交付要綱」)等に基づき、国が都道府県に対して交付するものであり、交付率は10/10とされている。

交付要綱等によれば、本事業の内容は、都道府県等が実施者となり、①新型コロナウイルス感染症患者(以下「コロナ患者」)等の病床確保、②宿泊療養及び自宅療養の対応、③病床確保等に必要な対策を行うものとされている。このうち②宿泊療養及び自宅療養の対応は、コロナ患者等のうち、高齢者や基礎疾患有する者等以外の者で症状がない又は医学的に症状が軽い者が宿泊療養及び自宅療養を行う場合、それに連して、(i)移送、(ii)健康管理、(iii)宿泊療養が可能な施設等の確保、(iv)宿泊施設における運営等を行うものであり、コロナ患者等が宿泊療養及び自宅療養を行う場合の移送費は、交付金の対象経費とされている。

一方、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「感染症法」)の規定によれば、都道府県知事(保健所を設置する市等の長を含む。)は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、当該感染症の患者に対して、特定感染症指定医療機関等に入院すべきことを勧告することができるなどとされており、当該患者を入院に係る医療機関に移送することができることとされている。そして、都道府県(保健所を設置する市等を含む。)は、当該移送に要する費用を支弁しなければならないとされており、さらに、国は、都道府県が支弁した当該移送に要する費用の1/2を負担することとされている。これらの規定に基づき、コロナ患者等を含む感染症患者の入院に係る医療機関への移送に要する費用は、感染症予防事業費等負担金(以下「負担金」)の対象経費(補助率1/2)とされている。

なお、厚生労働省は、感染症法の規定に基づく移送に要する費用のような、感染症法において都道府県が支弁することとされている費用に対して国が負担する割合が規定されているものは、負担金の対象経費として申請することとしており、コロナ患者等の移送に要する費用の取扱いを次のとおり整理するなどして都道府県に示している。

- ① 宿泊療養施設への移送に要する費用：交付金の対象経費(補助率10/10)
- ② 入院に係る医療機関への移送に要する費用：負担金の対象経費(補助率1/2)

2 検査の結果

5県及び1県の1事業主体において、負担金の対象経費とされていて交付金の対象経費とならない費用であるコロナ患者等の入院に係る医療機関への移送に要した費用等を交付金の対象経費の実支出額に含めていたため、交付金計2億3311万円が過大に交付されていて不当と認められる。

<事例>

埼玉県は、令和2年度に、本事業を実施して、国から交付金159億3376万円の交付を受けていた。同県は、交付金の交付額の算定に当たり、タクシー事業者等を利用して実施したコロナ患者等の移送に要する費用3億0188万円の全額を対象経費の実支出額に含めていた。

しかし、同県は、上記の3億0188万円に、誤って、負担金の対象経費とされていて交付金の対象経費とならないコロナ患者等の入院に係る医療機関への移送に要した費用等1億3945万円を含めていた。

したがって、交付金の対象経費とならない費用を除いて適正な交付金の交付額を算定すると157億9431万円となり、前記交付金の交付額159億3376万円との差額1億3945万円が過大に交付されていた。

| 部局等 | 補助事業者 | 間接補助事業者 | 年度 | 交付金交付額 | 不当と認める 交付金交付額 | 摘要 |
|-----|---------------|---------------|---------|----------------|------------------|--|
| 埼玉県 | 埼玉県 (事業主体) | — | 令和 2 | 円 159億3376万 | 円 1億3945万 | 感染症法の規定に基づく移送に要した費用等を交付金の対象経費の実支出額に含めていたもの |
| 岐阜県 | 岐阜県 (事業主体) | — | 2 | 41億3034万 | 643万 | 同 |
| 兵庫県 | 兵庫県 (事業主体) | — | 2 | 73億1504万 | 2243万 | 感染症法の規定に基づく移送に要した費用を交付金の対象経費の実支出額に含めていたもの |
| 同 | 兵庫県 | 神戸市 (事業主体) | 2 | 2858万 | 2567万 | 感染症法の規定に基づく移送に要した費用等を交付金の対象経費の実支出額に含めていたもの |
| 岡山県 | 岡山県 (事業主体) | — | 2 | 53億1816万 | 1969万 | 感染症法の規定に基づく移送に要した費用を交付金の対象経費の実支出額に含めていたもの |
| 広島県 | 広島県 (事業主体) | — | 2 | 73億1875万 | 1941万 | 感染症法の規定に基づく移送に要した費用等を交付金の対象経費の実支出額に含めていたもの |
| 計 | 6事業主体 | | | 400億1606万 | 2億3311万 | |

(注) 計欄の交付金交付額は、兵庫県及び神戸市が事業主体である二つの事業において重複している交付額2858万円を控除した合計額である。

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)(新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業に係る分)の交付が過大など

6件 不当金額 2788万円

1 交付金事業の概要

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)(新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業に係る分)は、「令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の交付について」(以下「交付要綱」)等により、国の依頼に基づき都道府県が確保した新型コロナウイルス感染症患者等の入院医療を提供する医療機関において、入院患者に対する医療を提供する中で病床及び医療資器材の不足が生じ、迅速かつ適切な医療の提供ができなくならないようにするために、必要な病床及び医療資器材等についてあらかじめ整備し、医療体制の強化を図ることを目的として、国が都道府県に対して交付するものである。

交付要綱等によれば、この交付金の交付の対象は、都道府県が行う事業及び民間団体等で都道府県が適切と認める者が行う事業に対して都道府県が補助する事業に要する経費とされている。このうち、都道府県が補助する事業に係る交付金の交付額は、次のとおり算定することとされている。

- ① 所定の基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- ② ①により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に交付金の交付率(10/10)を乗じて得た額と、都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

また、本事業の整備対象設備等は、新設・増設に伴う初度設備を購入するために必要な需要品(消耗品)及び備品購入費、人工呼吸器及び附帯する備品、個人防護具(マスク等)、簡易陰圧装置、簡易ベッド、体外式膜型人工肺及び附帯する備品並びに簡易病室及び附帯する備品とされており、整備対象設備等の種類ごとに、補助上限額(人工呼吸器及び附帯する備品については1台当たり500万円など)が定められている。

(注) 簡易陰圧装置 ウィルスが室外に漏れないよう、室内の空気を集じん性の高いフィルターを通じて取り込み、ダクトを通じて排気することなどで室内を陰圧化するための装置

2 検査の結果

2県及び2道県の2事業主体において、1台当たりの補助上限額を超えて交付金が交付されるなどしていた。また、2県の2事業主体において、整備した簡易陰圧装置が装置の目的である病室を陰圧化することができない状況となっていた。これらのため、交付金計1947万円が過大に交付されており、また、交付金相当額計841万円が補助の目的を達しておらず、計2788万円が不当と認められる。

<事例>

青森県は、令和2年度に、本事業について、同県が定めた県が補助する事業の交付要綱等に基づき、事業主体である18医療機関に対して、交付金を原資とする同県の補助金(以下「県補助金」)を交付しており、これに係る分として、国から交付金4億0340万円の交付を受けていた。同県は、県補助金の交付額の算定について、人工呼吸器及び附帯する備品に係る補助上限額を「知事が必要と認めた額」としていた。

しかし、同県は、交付金の交付額の算定に当たっては、交付金の交付要綱等に基づき人工呼吸器及び附帯する備品1台ごとに対象経費の実支出額と1台当たりの補助上限額を比較する方法によるべきであったのに、誤って、県補助金の交付額と同様に算定していた。このため、3医療機関については、1台当たりの補助上限額を超えて交付金が交付される人工呼吸器及び附帯する備品が生ずるなどの結果となっていた。

したがって、人工呼吸器及び附帯する備品1台ごとに対象経費の実支出額と1台当たりの補助上限額とを比較するなどして、適正な交付金の交付額を算定すると3億9202万円となり、前記交付金の交付額4億0340万円との差額1138万円が過大に交付されていた。

| 部局等 | 補助事業者 | 間接補助事業者 | 年度 | 交付金交付額 | 不当と認める 交付金交付額 | 摘要 |
|-----|---------------|-----------------------------------|---------|------------|------------------|---|
| 北海道 | 北海道 | 社会医療法人北斗 (北斗病院) (事業主体) | 令和 2 | 円 2946万 | 円 204万 | 事業実績報告書の記載を誤って 交付金を過大に算定していたな どのもの |
| 青森県 | 青森県 (事業主体) | — | 2 | 4億0340万 | 1138万 | 1台当たりの補助上限額を超えて 交付金が交付されていたな どのもの |
| 同 | 青森県 | 北部上北広域事務組 合(公立野辺地病院) (事業主体) | 2 | 2250万 | 473万 | 交付の対象とならない設備に係 る費用を交付金の対象経費の実 支出額に含めていたもの |
| 岐阜県 | 岐阜県 (事業主体) | — | 2 | 4億7244万 | 131万 | 1台当たりの補助上限額を超えて 交付金が交付されていたもの |
| 広島県 | 広島県 | 医療法人JR広島病院 (事業主体) | 2 | 959万 | 277万 | 整備した簡易陰圧装置が補助の 目的を達していなかったもの |
| 徳島県 | 徳島県 | 徳島市(徳島市民病 院) (事業主体) | 2 | 3980万 | 564万 | 同 |
| 計 | 6事業主体 | | | 9億5471万 | 2788万 | |

(注) 計欄の交付金交付額は、重複する青森県の交付金交付額2250万円を控除した合計額である。

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)(帰国者・接触者外来等設備整備事業に係る分)の交付が過大

3件 不当金額 2664万円

1 交付金事業の概要

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)(帰国者・接触者外来等設備整備事業に係る分)は、「令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の交付について」(以下「交付要綱」)等に基づき、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に十分に対応し、同感染症の感染が疑われる患者を診療体制等の整った医療機関に確実につなぐために、帰国者・接触者外来等を設置することにより、国民の不安を軽減するとともに、同感染症のまん延をできる限り防止することを目的として、国が都道府県に対して交付するものである。

交付要綱によれば、この交付金の交付の対象は、都道府県が行う事業及び民間団体等で都道府県が適切と認める者が行う事業に対して都道府県が補助する事業に要する経費とされている。

また、本件事業に係る対象経費は、使用料及び賃借料、備品購入費、補助金及び交付金に限られており、これら以外の消耗品費やランニングコストである電気料金等の費用については、交付金の交付の対象とならないこととなっている。

2 検査の結果

宮城県及び広島県の1事業主体において、交付の対象とならない消耗品費等の費用を対象経費の実支出額に含めていた。また、北海道の1事業主体において、交付申請時点では購入を予定していたが取りやめた設備等に係る分を含めて基準額を過大に算出していた。これらのため、交付金計2664万円が過大に交付されていて不当と認められる。

<事例>

宮城県は、令和2、3両年度に実施した本件事業の対象経費の実支出額をそれぞれ3億1582万円、6億5056万円とする事業実績報告書を国に提出し、国から交付金3億1582万円、6億5056万円、計9億6639万円の交付を受けていた。

しかし、同県は、上記対象経費の実支出額に、消耗品費やランニングコストである電気料金等の交付の対象とならない費用を2年度1465万円、3年度672万円、それぞれ含めていた。

したがって、交付の対象とならない消耗品費や電気料金等の費用を対象経費の実支出額から除いて適正な交付金の交付額を算定すると、2年度3億0117万円、3年度6億4383万円、計9億4500万円となり、前記交付金の交付額との差額2138万円が過大に交付されていた。

| 部局等 | 補助事業者 | 間接補助事業者 | 年度 | 交付金交付額 | 不当と認める 交付金交付額 | 摘要 |
|-----|---------------|--|-----|------------|------------------|--------------------------------|
| 北海道 | 北海道 | 医療法人社団同楽会 (札幌西区ともメンタルクリニック) (事業主体) | 令和3 | 円 3866万 | 円 222万 | 基準額を過大に算出していたたるもの |
| 宮城県 | 宮城県 (事業主体) | - | 2、3 | 9億6639万 | 2138万 | 交付の対象とならない費用を対象経費の実支出額に含めていたもの |
| 広島県 | 広島県 | いしおか医院 (事業主体) | 2、3 | 1508万 | 303万 | 同 |
| 計 | 3事業主体 | | | 10億2013万 | 2664万 | |

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)(感染症検査機関等設備整備事業に係る分)の交付が過大

5件 不当金額 2148万円

1 交付金事業の概要

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)(感染症検査機関等設備整備事業に係る分)は、「令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の交付について」(以下「交付要綱」)等に基づき、地方衛生研究所等における検査機器の導入を支援することにより、新型コロナウイルス感染症の検査体制を整備することを目的として、国が都道府県に対して交付するものである。

交付要綱によれば、交付金の交付の対象は、都道府県が行う事業及び市区町村や民間団体等で都道府県が適切と認める者が行う事業に対して都道府県が補助する事業に要する経費とされている。

また、交付要綱等によれば、本件事業は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定により都道府県等が行う検査に必要な設備を整備するものであるとされている。本件事業の整備対象設備は、次世代シーケンサー^(注)、リアルタイムPCR装置(全自動PCR検査装置を含む。)、等温遺伝子增幅装置及び全自动化学発光酵素免疫測定装置の四つの検査機器とされており、これらの整備対象設備のほか、検査に必要不可欠であって整備対象設備と一体的に利用する備品は、交付金の交付対象とされている。

さらに、本件事業に係る対象経費は、使用料及び賃借料、備品購入費、補助金及び交付金に限られており、消耗品費については、交付の対象とならないこととなっている。

(注) 次世代シーケンサー DNAの塩基配列を高速かつ大量に解読する検査機器。同機器を使用して新型コロナウイルスの全ゲノム解析を実施することでウイルスに生じた全ての変異を検出できることがから、感染経路の特定や変異株の発生動向の監視等のために使用される。

2 検査の結果

4道県の5事業主体において、交付の対象とならない経費である①検査に必要不可欠であって整備対象設備と一体的に利用する備品とは認められない備品の整備費用、②整備対象設備に該当しない検査機器の整備費用及び③検査用試薬等の消耗品費を対象経費の実支出額に含めたり、整備対象設備の購入費用を対象経費の実支出額に誤って二重に計上したりしていたため、これに係る交付金計2148万円が過大に交付されていて不当と認められる。

<事例>

国立大学法人千葉大学は、令和2年度に、本件事業により次世代シーケンサー1台、リアルタイムPCR装置等3台を計3631万円で千葉大学医学部附属病院に整備したとして、千葉県から交付金を原資とする同県の補助金(以下「県補助金」)3395万円(交付金交付額同額)の交付を受けていた。

上記のうち次世代シーケンサー1台に係る対象経費の実支出額1233万円についてみたところ、大学は、整備対象設備の本体である次世代シーケンサーの整備費用計385万円のほかに、当該次世代シーケンサーと一体的に利用する備品であるとして、次世代シーケンサーではないシーケンサーの整備費用計848万円を含めていた。

しかし、当該シーケンサーは、検査に必要不可欠であって整備対象設備と一体的に利用する備品とは認められず、交付の対象とならないものであった。

したがって、交付の対象とならない備品の整備費用を対象経費の実支出額から除くなどして適正な県補助金の交付額を算定すると2547万円となり、前記県補助金の交付額3395万円との差額848万円が過大となっていて、これに係る交付金848万円が過大に交付されていた。

| 部局等 | 補助事業者 | 間接補助事業者 (事業主体) | 年度 | 交付金交付額 | 不当と認める 交付金交付額 | 摘要 |
|-----|-------|--|---------|------------|------------------|--|
| 北海道 | 北海道 | 有限会社サンコ 一メディカルセ ンター | 令和 3 | 円 1156万 | 円 122万 | 整備対象設備の購入費用を対 象経費の実支出額に誤って二 重に計上していたもの |
| 宮城県 | 宮城県 | 公益財団法人仙 台市医療センタ ー(仙台オープ ン病院) | 2 | 1421万 | 281万 | 消耗品費を対象経費の実支出 額に含めていたもの |
| 千葉県 | 千葉県 | 国立大学法人千 葉大学(千葉大 学医学部附属病 院) | 2 | 3395万 | 848万 | 検査に必要不可欠であって整 備対象設備と一体的に利用する 備品とは認められない備品の整備費用を対象経費の実支出額に含めていたもの |
| 岡山県 | 岡山県 | 地方独立行政法 人岡山市立総合 医療センター (岡山市立市民 病院) | 3 | 5588万 | 208万 | 消耗品費を対象経費の実支出 額に含めていたもの |
| 同 | 同 | 学校法人川崎学 園(川崎医科大 学附属病院) | 3 | 1380万 | 688万 | 整備対象設備に該当しない検 査機器の整備費用を対象経費の 実支出額に含めていたもの |
| 計 | | 5事業主体 | | 1億2940万 | 2148万 | |

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)(DMAT・DPAT等医療チーム派遣事業に係る分)の交付が対象外

1件 不当金額 1945万円

1 補助金の概要

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)(DMAT・DPAT等医療チーム派遣事業に係る分)は、「令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の交付について」(以下「交付要綱」)等に基づき、新型コロナウイルス感染症患者が増加し、通常の都道府県内の医療提供体制において当該患者への対応が困難な場合又はその状況が見込まれる場合に、新型コロナウイルス感染症患者に円滑に対応できる医療提供体制を確保することを目的として、国が都道府県に対して交付するものである。

交付要綱によれば、本件事業は、都道府県の調整の下、医療機関がDMAT・DPAT等の医療チームを都道府県調整本部等へ派遣して、新型コロナウイルス感染症患者に係る搬送先医療機関の選定や搬送手段の調整の支援等を行うものや、新型コロナウイルス感染症患者が増加している他の医療機関等へ医療チームを派遣して、医療提供等を行うものであるとされている。^(注1)

また、この交付金の交付の対象は、都道府県が行う事業及び市区町村や民間団体等で都道府県が適切と認める者が行う事業に対して都道府県が補助する事業に要する経費とされている。

(注1) DMAT・DPAT 「DMAT」とは災害派遣医療チームをいい、「DPAT」とは災害派遣精神医療チームをいう。

(注2) 都道府県調整本部 都道府県内の患者受入れを調整する機能を有する組織・部門

2 検査の結果

宮城県は、A法人に対して仙台市内にPCR検査を実施するための臨時診療所を新たに開設するよう依頼し、これを受け、A法人は同臨時診療所を開設した。そして、同県は、令和2年度に、同臨時診療所の運営に係るA法人の人事費及び物件費を対象として、交付金を原資とする同県の補助金(以下「県補助金」)1945万円をA法人に交付しており、これに係る分として、国から交付金1945万円の交付を受けていた。

前記のとおり、本件事業の内容は、都道府県の調整の下、医療機関が医療チームを都道府県調整本部等へ派遣して、新型コロナウイルス感染症患者に係る搬送先医療機関の選定や搬送手段の調整の支援等を行うものや、新型コロナウイルス感染症患者が増加している他の医療機関等へ医療チームを派遣して、医療提供等を行うものであるとされている。

しかし、前記の臨時診療所は、A法人が運営主体となり、A法人に附属する医療機関に勤務する医師、看護師等によって運営されていて、他の医療機関等への医療チーム派遣により医療提供を行うものではないため、運営に係るA法人の人事費及び物件費は本件事業の対象とはならないものであった。

したがって、同県がA法人に対して交付した県補助金1945万円は交付金の交付の対象とは認められず、これに係る交付金1945万円が不当と認められる。

| 部局等 | 補助事業者 (事業主体) | 年度 | 国庫補助金交付額 | 不当と認める 国庫補助金交付額 |
|-----|-----------------|---------|------------|--------------------|
| 宮城県 | 宮城県 | 令和 2 | 円 1945万 | 円 1945万 |

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)(新型コロナウイルス感染症重点医療機関等設備整備事業に係る分)の交付が過大

6件 不当金額 2億0615万円

1 交付金事業の概要

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)(新型コロナウイルス感染症重点医療機関等設備整備事業に係る分)は、「令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の交付について」(以下「交付要綱」)等に基づき、新型コロナウイルス感染症重点医療機関等において、^(注)新型コロナウイルス感染症患者に高度かつ適切な医療を提供するために必要な設備整備を支援することにより、新型コロナウイルス感染症に係る医療提供体制を整備することを目的として、国が都道府県に対して交付するものである。

交付要綱等によれば、この交付金の交付の対象は、都道府県が行う事業及び民間団体等で都道府県が適切と認める者が行う事業に対して都道府県が補助する事業に要する経費とされている。このうち、都道府県が補助する事業に係る交付金の交付額は、次のとおり算定することとされている。

- ① 所定の基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- ② ①により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に交付金の交付率(10/10)を乗じて得た額と、都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

また、本件事業の整備対象設備は、新型コロナウイルス感染症への対応として緊急的に整備する超音波画像診断装置、血液浄化装置、気管支鏡、CT撮影装置等(画像診断支援プログラムを含む。)、生体情報モニタ、分娩監視装置及び新生児モニタとされており、整備対象設備の種類ごとに、1台当たりの補助上限額(超音波画像診断装置については1100万円、CT撮影装置等については6600万円など)が定められている。

さらに、本件事業に係る対象経費は、使用料及び賃借料、備品購入費、補助金及び交付金に限られており、これら以外の消耗品費やランニングコストである電気料金等の費用については、交付金の交付の対象とならないこととなっている。

(注) 新型コロナウイルス感染症重点医療機関 新型コロナウイルス感染症患者専用の病院や病棟を設定する医療機関として都道府県が指定する医療機関

2 検査の結果

岐阜県及び4道県の5事業主体において、1台当たりの補助上限額を超えて交付金が交付されたり、交付の対象とならない費用を対象経費の実支出額に含めたりしていたため、交付金計2億0615万円が過大に交付されていて不当と認められる。

<事例>

岐阜県は、令和2年度に、本件事業について、事業主体である18医療機関に対して、交付金を原資とする同県の補助金を交付しており、これに係る分として、国から交付金15億1712万円の交付を受けていた。

しかし、同県は、交付金の交付額の算定に当たり、交付要綱等に基づき整備対象設備1台ごとに対象経費の実支出額と1台当たりの補助上限額とを比較する方法によるべきであったのに、誤って、同じ種類の整備対象設備ごとの対象経費の実支出額の合計額と、整備対象設備ごとの整備台数に1台当たりの補助上限額を乗じた額とを比較する方法によっていた。このため、4医療機関については、1台当たりの補助上限額を超えて交付金が交付される整備対象設備が生ずる結果となっていた。

したがって、整備対象設備1台ごとに対象経費の実支出額と1台当たりの補助上限額とを比較するなどして、適正な交付金の交付額を算定すると14億0119万円となり、前記交付金の交付額15億1712万円との差額1億1593万円が過大に交付されていた。

| 部局等 | 補助事業者 | 間接補助事業者 | 年度 | 交付金交付額 | 不当と認める 交付金交付額 | 摘要 |
|-----|---------------|--|---------|--------------|------------------|--|
| 北海道 | 北海道 | 札幌市 (市立札幌病院) (事業主体) | 令和 2 | 円 1億4849万 | 円 1401万 | 交付の対象とならない設備に係る費用を対象経費の実支出額に含めていたなどのもの |
| 福島県 | 福島県 | 公立大学法人福島 県立医科大学(福 島県立医科大学附 属病院) (事業主体) | 2 | 2億0879万 | 220万 | 1台当たりの補助上限額を超えて交付金が交付されていたもの |
| 岐阜県 | 岐阜県 (事業主体) | — | 2 | 15億1712万 | 1億1593万 | 同 |
| 同 | 岐阜県 | 公立学校共済組合 (東海中央病院) (事業主体) | 2 | 1億4341万 | 5774万 | 交付の対象とならない費用を対象経費の実支出額に含めていたもの |
| 同 | 同 | 学校法人朝日大学 (朝日大学病院) (事業主体) | 2 | 5335万 | 330万 | 1台当たりの補助上限額を超えて交付金が交付されていたもの |
| 沖縄県 | 沖縄県 | 社会医療法人敬愛 会(中頭病院) (事業主体) | 2 | 1億0621万 | 1295万 | 1台当たりの補助上限額を超えて交付金が交付されていたなどのもの |
| 計 | 6事業主体 | | | 19億8062万 | 2億0615万 | |

(注) 計欄の交付金交付額は、重複する岐阜県の交付金交付額1億4341万円及び5335万円を控除した合計額である。

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)(新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業に係る分)により実施した事業が目的不達成など

2件 不当金額 433万円

1 交付金事業の概要

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)(新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業に係る分)は、「令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の交付について」(以下「交付要綱」)等に基づき、発熱や咳等の症状を有している新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる患者(以下「疑い患者」)が感染症指定医療機関以外の医療機関を受診した場合においても診療できるよう、救急・周産期・小児医療の体制確保を行うことなどを目的として、国が都道府県に対して交付するものである。

交付要綱等によれば、本件事業には、設備整備等事業と支援金支給事業(支援金支給事業は令和2年度のみ)があり、設備整備等事業は、疑い患者を診療する救急・周産期・小児医療のいずれかを担う医療機関が院内感染を防止するために行う設備整備等を支援するものとされている。また、支援金支給事業は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大と収束が反復する中で、救急・周産期・小児医療の提供を継続するために、疑い患者を診療する救急・周産期・小児医療のいずれかを担う医療機関に対して、院内感染防止対策を講じながら一定の診療体制を確保するための支援金を支給するものとされている。

設備整備等事業で整備する対象設備等は、新設・増設に伴う初度設備を購入するために必要な需要品(消耗品)及び備品購入費、個人防護具(マスク等)、簡易陰圧装置^(注)、簡易ベッド等とされている。

(注) 簡易陰圧装置 ウィルスが室外に漏れないよう、室内の空気を集じん性の高いフィルターを通じて取り込み、ダクトを通じて排気することなどで室内を陰圧化するための装置

2 検査の結果

1県の1事業主体において、設備整備等事業により整備した簡易陰圧装置が装置の目的である病室を陰圧化することができない状況となっていた。また、1県の1事業主体において、支援金支給事業の対象経費に、誤って、交付金の他の事業に計上した経費を重複して含めていた。これらのため、交付金相当額247万円が補助の目的を達しておらず、また、交付金186万円が過大に交付されていて、計433万円が不当と認められる。

<事例>

徳島県徳島市は、3年度に、設備整備等事業により簡易陰圧装置7台等を計3476万円で徳島市民病院に整備した上で、徳島県から交付金を原資とする同県の補助金3452万円(交付金交付額同額)の交付を受けていた。

しかし、上記簡易陰圧装置7台のうち3台(購入費用計247万円)は、ダクト工事を実施することで室内の空気を室外に排気して室内を陰圧化することができる機種であったにもかかわらず、同市がダクト工事を実施していないかったため、病室を陰圧化することができない状況となっていて、これに係る交付金相当額247万円は補助の目的を達していなかった。

| 部局等 | 補助事業者 | 間接補助事業者 (事業主体) | 年度 | 交付金交付額 | 不当と認める 交付金交付額 | 摘要 |
|-----|-------|---------------------|---------|------------|------------------|----------------------------------|
| 千葉県 | 千葉県 | 日本赤十字社 (成田赤十字病院) | 令和 2 | 円 9205万 | 円 186万 | 交付金の他の事業に計上した経費を重複して対象経費に含めていたもの |
| 徳島県 | 徳島県 | 徳島市 (徳島市民病院) | 3 | 3452万 | 247万 | 整備した簡易陰圧装置が補助の目的を達していなかったもの |
| 計 | | 2事業主体 | | 1億2657万 | 433万 | |